平成３０年第２回定例会

三　沢　市　議　会　会　議　録

第３号（平成３０年６月８日）

◎議事日程

第１　市政に対する一般質問

（本定例会に提出された事件）

第２　議案第42号　専決処分の承認を求めることについて
（平成２９年度三沢市一般会計補正予算（第７号））

第３　議案第43号　平成３０年度三沢市一般会計補正予算（第１号）

第４　議案第44号　平成３０年度三沢市下水道事業特別会計補正予算（第１号）

第５　議案第45号　専決処分の承認を求めることについて
（三沢市廃棄物減量等推進審議会条例及び三沢市ごみ焼却施設整備運営事業者選定委員会条例の一部を改正する条例の制定について）

第６　議案第46号　専決処分の承認を求めることについて
（三沢市税条例の一部を改正する条例の制定について）

第７　議案第47号　専決処分の承認を求めることについて
（三沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

第８　議案第48号　三沢市税条例の一部を改正する条例の制定について

第９　議案第49号　三沢市いきいきデイセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について

第10　議案第50号　三沢キッズセンターそらいえ条例の制定について

第11　議案第51号　三沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第12　議案第52号　三沢市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

第13　議案第53号　三沢市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14　総括質疑

第15　特別委員会の設置及び議案の付託

第16　特別委員会委員の選任

◎本日の会議に付した事件

第１　市政に対する一般質問

（本定例会に提出された事件）

第２　議案第42号　専決処分の承認を求めることについて
（平成２９年度三沢市一般会計補正予算（第７号））

第３　議案第43号　平成３０年度三沢市一般会計補正予算（第１号）

第４　議案第44号　平成３０年度三沢市下水道事業特別会計補正予算（第１号）

第５　議案第45号　専決処分の承認を求めることについて

（三沢市廃棄物減量等推進審議会条例及び三沢市ごみ焼却施設整備運営事業者選定委員会条例の一部を改正する条例の制定について）

第６　議案第46号　専決処分の承認を求めることについて
（三沢市税条例の一部を改正する条例の制定について）

第７　議案第47号　専決処分の承認を求めることについて
（三沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

第８　議案第48号　三沢市税条例の一部を改正する条例の制定について

第９　議案第49号　三沢市いきいきデイセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について

第10　議案第50号　三沢キッズセンターそらいえ条例の制定について

第11　議案第51号　三沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第12　議案第52号　三沢市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

第13　議案第53号　三沢市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14　総括質疑

第15　特別委員会の設置及び議案の付託

第16　特別委員会委員の選任

◎出席議員（１８名）

議長	１番	小比類巻　正　規　君
副議長	１０番	太　田　博　之　君
	２番	田　嶋　孝　安　君
	３番	佐々木　卓　也　君
	４番	下　山　光　義　君
	５番	遠　藤　泰　子　君
	６番	瀬　崎　雅　弘　君
	７番	澤　口　正　義　君
	８番	加　澤　　明　君
	９番	西　村　盛　男　君
	１１番	堀　　光　雄　君
	１２番	春　日　洋　子　君
	１３番	小比類巻　雅　彦　君
	１４番	舩　見　亮　悦　君
	１５番	馬　場　騎　一　君
	１６番	山　本　彌　一　君
	１７番	堤　　喜一郎　君
	１８番	森　　三　郎　君

◎欠席議員（０名）

◎説明のため出席した者（２５名）

市長	種　市　一　正　君
副市長	米　田　光一郎　君
政策部長	山　本　剛　志　君
総務部長	佐々木　　亮　君
財務部長	伊　藤　徹　也　君
市民生活部長	繋　　範　雄　君
福祉部長	田面木　るり子　君
経済部長	山　本　　優　君
建設部長	高　橋　常　幸　君
上下水道部長	関　　敏　徳　君
総務部参事兼総務課長	山　﨑　　徹　君
政策部参事兼政策調整課長	村　井　拓　司　君
市民生活部参事兼健康推進課長	中　里　聖　子　君
福祉部参事兼家庭福祉課長	園　　芳　彦　君
秘書課長	田　中　　浩　君
広報広聴課長	小　松　栄　二　君
生活福祉課長	篠　田　浩　一　君
介護福祉課長兼いきいきデイセンター所長	寺　澤　寿　子　君
三沢病院事務局長	別　部　容　寛　君

消防長	山内修一	君
教育長	冨田　敦	君
教育部長	山本智香子	君
教育総務課長	髙橋徳孝	君
学務課長	附田経行	君
代表監査委員	中野渡　進	君

◎職務のため出席した職員

事務局長	田島一雄	君
次長	中村容三	君
庶務係長	織笠信吾	君
主査	髙橋涼平	君
主事	浪岡光平	君
主事	長原早希	君

配付資料

◎予算審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職名	氏名
８番	委員長	加澤　明
４番	副委員長	下山光義
６番	委員	瀬崎雅弘
１２番	委員	春日洋子
１３番	委員	小比類巻雅彦
１４番	委員	舩見亮悦
１５番	委員	馬場騎一
１７番	委員	堤　喜一郎

◎条例等審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職名	氏名
９番	委員長	西村盛男
３番	副委員長	佐々木卓也
２番	委員	田嶋孝安
５番	委員	遠藤泰子
７番	委員	澤口正義
１１番	委員	堀　光雄
１６番	委員	山本彌一
１８番	委員	森　三郎

午前１０時００分　開議

○議長（小比類巻正規君）　おはようございます。

出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第３号をもって進めます。

◎日程第１　市政に対する一般質問

○議長（小比類巻正規君）　日程第１　昨日に引き続き、市政に対する一般質問を行います。

春日洋子議員の登壇を願います。

春日議員。

○１２番（春日洋子君）　おはようございます。１２番公明党の春日洋子でございます。通告の順に従い、質問してまいります。

はじめに、行政問題の１点目、性の多様性に理解を促す取り組みについてお伺いします。

ここ数年、新聞やテレビ、映画などでＬＧＢＴという言葉を見聞きするようになりました。言葉を聞いたことはあるけれども、意味がよくわからないといった方もいらっしゃるかもしれません。

ＬＧＢＴは、同性愛者や性同一性障害者などの総称であり、日本では約８％が該当するとされています。Ｌはレズビアン、Ｇはゲイ、Ｂはバイセクシャル、Ｔはトランスジェンダーの頭文字をとったものです。ＬＧＢＴの人の中にはさまざまな生活のしづらさを抱えている人もいると言われ、全国の自治体においては、理解を促す取り組みがなされています。

事例を御紹介しますと、愛知県春日井市では、２０２１年度までの施策などを定めた男女共同参画プランを本年３月に改定し、これまで記載のなかったＬＧＢＴへの理解促進を盛り込むとともに、ＬＧＢＴへの理解を促すため、市職員に対して研修会を開催しています。

埼玉県朝霞市では、誰もが自分らしく生きるために多様な性を知ろうと市民セミナーを開催し、広報紙で性的マイノリティーをテーマに特集記事を掲載するとともに、行政手続を行う上で必要な各種書類申請において、不必要な性別欄は削除することや、男女以外の欄を設ける取り組みを進めています。

また、大阪市においては、職員に向けてＬＧＢＴなどの性的少数者に配慮した行政窓口での対応手引きを配付されています。

一人一人の個性が尊重され、その能力が十分に発揮できる環境づくりを進めていくには、性のあり方にかかわらず、全ての人が暮らしやすい社会をつくるために大切なことと思います。

そこで、本市においてＬＧＢＴを含めた多様な性に理解を深める取り組みについての御見解をお伺いします。

次に２点目、祖父母手帳の配布についてお伺いします。

育児の方法や考え方が時代とともに変化する中、子育て中の父母世代と祖父母世代がお互いに育児についての理解を深め、ともに楽しく育児に向き合うきっかけとなることを目的として、祖父母手帳を発行している自治体がふえています。

（手帳を提示しながら）こちらは、仙台市における祖父母手帳でございます。このたび、仙台市より取り寄せさせていただきました。１ページ１ページ拝見いたしますと、非常に充実した内容で、すばらしい内容になっております。

祖父母手帳は、今どきの子育ての方法についてＱアンドＡでわかりやすく解説し、家庭内での事故防止に向け、手の届く範囲に危険なものを置かないなど、孫を預かった際に気をつけることもイラストで紹介しています。また、子育てや医療に関する相談窓口なども掲載されており、家庭や地域における孫育てに役立つ情報が満載です。

配付している各地の自治体では、好評を博しているとのことであり、祖父母世代の孫育

てを応援するため、配付に向けての本市の御見解をお伺いします。

次に、健康問題の胃がんリスク検査の導入についてお伺いします。

２０１６年の国内がん死亡者数で、肺がん、大腸がんに次いで多かったのが胃がんであると言われています。ヘリコバクター、ピロリ菌の感染や塩分のとり過ぎなどが原因とされており、ピロリ菌は胃がん患者のほとんどが感染していると言われています。

胃がんリスク検査は、ピロリ菌感染の有無を調べる検査と胃粘膜の萎縮の状態を調べる検査で、将来、胃がんになりやすいかどうかを判定する血液検査です。

導入している自治体では、健診を受ける機会が少ない人に、まずこの検査を気軽に受けてもらって、その後、定期的に健康診断を受けるきっかけにしてもらいたいとしています。その背景には、医療費を抑えたいという大きな狙いがあると言います。

これまでは、病気が進行してから治療することが中心で、医療費が増大する一因になっていましたが、これからは早期に病気のリスクに気づいて、いち早く手を打とうという予防医学が重要になってきます。

このような観点から、胃がん予防に向けて胃がんリスク検査を導入すべきと考え、本市の御見解をお伺いします。

次に、福祉問題の１点目、ひきこもり訪問支援事業の導入についてお伺いします。

先ごろの新聞報道において、ひきこもりの人や家族らを支援するＫＨＪ全国ひきこもり家族会連合会県支部・青森さくらの会は、県内のひきこもり当事者の家族らを対象に行った調査結果を公表したとのことでした。

調査は、昨年１１月から１２月に実施され、当事者の家族５０人に調査票を送り、そのうち４６人が回答されたそうです。

調査の結果、ひきこもりの当事者の平均年齢は３６．７歳であり、５０歳代は２０１５年と比較すると１２．４％増の１５．２％でした。ひきこもり期間については、６年ないし１０年と２１年以上が最多の２６．１％であり、中には３５年以上もひきこもっているケースもあったそうです。ひきこもりになった理由は、対人関係、不登校、いじめと続いており、抱えている不安では、将来や親が死亡した後、ひきこもりの長期化と当事者の生活的自立が続いています。

また、社会から孤立感や疎外感を感じ、ひきこもり支援の情報不足と同年代の人との接触がないと感じているとのことであり、高齢化の進行や、８割が将来や親が死亡した後に不安を抱えているとの深刻な実態が明らかになりました。

さて、厚生労働省は、２０１８年度から自治体の担当者らがひきこもりの人を訪問して就労体験への参加を促す、地域における訪問型就労準備支援事業をスタートさせました。訪問支援事業では、自治体担当者らがひきこもりの人の家を何度か訪問して、本人や家族に状況を聞いた上で、地域で行われる就労体験への参加を促すものです。

課題は、訪問支援にかかわる担い手をどう確保するかですが、今のところ、ひきこもりの人をサポートしているＮＰＯや支援経験のある社会福祉法人の職員などを想定しています。

国は、既にひきこもりの人の社会復帰に向けて、就労体験を行う就労準備支援事業を２０１５年４月から進めており、現在、３９３自治体が実施し、ひきこもりの人に就労体験の機会の提供やマナー指導などを行っているとのことでした。家族だけではひきこもり状態を脱出させるには限界があるだけに、行政の新たな支援に対する期待は大きいものと考えます。

そこで、本市においてもこの事業を活用し、ひきこもり訪問支援を実施すべきと考え、御見解をお伺いします。

次に、２点目の子供の貧困対策についてお伺いします。

厚生労働省が２０１７年6月２７日に公表した国民生活基礎調査によると、２０１５年

時点の子供の貧困率は１３．９％でありました。同調査は３年ごとに行われており、２００３年の１３．７％から上昇が続いています。前回の調査では１６．３％であったことから、大幅に低下したことになります。とはいえ、日本の子供の貧困率は、国際的に見ても依然として高く、経済協力開発機構・ＯＥＣＤが２０１４年にまとめた統計によると、加盟国３６カ国の子供の貧困率の平均は１３．３％であり、日本はこれを大きく上回っています。最も低いデンマークの３．７％や韓国の９．４％に遠く及ばないことを考え合わせると、日本は子供の貧困対策に一層力を入れていくべきであることは言うまでもありません。

見逃せないのは、ひとり親世帯の貧困率が５０．８％に上っていることであり、母子家庭の８２．７％が生活が苦しい現状であり、子供の貧困が起こる背景には、シングルマザーなどひとり親家庭の経済的困窮が影響しているとの指摘もあります。

そこで、本市の子供の貧困をどのように把握し貧困対策を進めているのかをお伺いします。

次に３点目のコミュニケーション支援ボードの作成についてお伺いいたします。

（支援ボードを提示しながら）こちらの支援ボードに目を向けていただきたいと思います。こちらがコミュニケーション支援ボードの一例であります。場面に応じて、指を指して意思の疎通を図るものです。いろいろな場面を想定してのこのボードが今紹介され、各地で順次導入をされているところであります。

コミュニケーション支援ボードは、話し言葉によるコミュニケーションを苦手とする発達障害や知的障害のある方とのコミュニケーションを図る上での支援ツールとして開発されたものです。

このほかにも聴覚障害のある方や日本語のわからない方、子供や高齢者の方とのやりとりの際、言葉でうまく伝え合えないときなど、さまざまな場面で活用することができ、質問項目を日本語や英語などで表記し、イラストを指で指すことで意思疎通できるものです。心をつなぐボード、意思確認ボードとして役立つものと考えますことから、作成に向けて本市の御見解をお伺いします。

最後に、教育問題の貸与型奨学金の見直しについてお伺いします。

国においては、高校生のいる低所得世帯に教育費を支給する返済不要の高校生等奨学給付金や、低所得世帯の大学生を支援する返済不要の給付型奨学金については、特に経済状況が厳しい学生を対象に実施し、学ぶ意欲のある子供を後押しする施策を進めています。

経済的に困窮した家庭では、子供が進学を断念するなどして高度な教育を受けられず、大人になってからも貧しい生活を送るケースが少なくないと言われており、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。この貧困の連鎖を断つためには、子供が学力をつけることであり、将来に夢を持てる教育支援などの環境づくりが大切となります。

本市においては、経済的理由で就学困難な学生・生徒に対し、無利子で就学資金を貸し付ける制度を設けており、返還方法は学校卒業後の１年後から返還を開始し、貸付年数の２倍の年数以内で返還するものとされています。

そこで、本市がこれまで実施してきました貸与型就学資金を給付型に見直す考えがないか、お伺いいたします。

以上で、私の質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（小比類巻正規君）　ただいまの春日洋子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　おはようございます。

ただいまの春日議員御質問の福祉問題の第２点目、子供の貧困対策については私から、そのほかにつきましては担当部長からお答え

をさせますので、御了承願いたいと存じます。

平成２６年１月、国が子供の貧困対策の推進に関する法律を施行するとともに、同年８月、国の基本方針として子供の貧困対策に関する大綱を策定いたしました。これに伴い、県では青森県子どもの貧困対策推進計画を策定し、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の四つの基本方針を定めたところであります。

御質問の当市における子供の貧困、特に小学生、中学生の貧困の把握につきましては、準要保護児童生徒数は平成２９年１１月現在で小学生２９５名、中学生２０１名、合計で４９６名となっております。

また、現在の生活保護受給者の世帯数５００世帯のうち、小学生及び中学生の就学児童生徒がいる世帯数は１６世帯であり、児童生徒数は２２名。その内訳として、小学生１１名、中学生１１名となっております。

次に、当市における貧困対策につきましては、県の基本方針をもとに子供の貧困に対する取り組みを進めておりますが、まず教育の支援として、経済的な理由により就学が困難な児童生徒がいる世帯、いわゆる準要保護者に対し就学援助制度により学用品費、修学旅行費、給食費等の必要経費を支給しているところであります。

また、生活困窮者については、生活保護による経済的支援はもとより、生活困窮者の早期把握や見守りなど、包括的な支援提供をするため、平成２７年度から生活困窮者自立相談支援事業として相談窓口を開設し、生活に困窮している方や仕事や生活に不安を抱えている方などからの相談を受け付け、住宅支援や就労準備支援、一時的に生活支援などを提供し、子供の将来に生まれ育った環境に左右されることのないよう、困窮する子供を救う手だてをしているところであります。

今後におきましても、全ての子供たちが夢と希望を持って成長できる社会の実現に向け、包括的な関係機関及び関係課が連携し取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○議長（小比類巻正規君）　福祉部長。

○福祉部長（田面木るり子君）　福祉問題の第１点目、ひきこもり訪問支援事業の導入についてお答えいたします。

今年度から厚生労働省がスタートさせた地域における訪問型就労支援事業は、ひきこもりの人など複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な生活困窮者等に対し、訪問支援等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、地域において対象者がなじみやすい就労体験先を開拓、マッチングする取り組みを推進するなど、就労、社会参加の促進を図ることを目的としたものであります。

当市におけるひきこもりの把握状況といたしましては、保健師による対応が５件、包括支援センターでは平成２８年度１件、平成２９年度１件、生活困窮者自立支援相談窓口では平成２８年度７件、平成２９年度１１件でございました。

これらの事例についての対応といたしましては、相談を受けた場合、状況に応じて家庭訪問や医療機関への受診、福祉サービスの利用に向けた相談支援、ハローワーク等を利用した就労支援等を行っております。

また、複合的な課題を抱えた相談が多くなっていることから、心のケア相談、介護、障害、生活困窮に関する相談等、より細やかな支援のためにそれぞれ専門の相談員等を配置して、横断的により充実した支援に結びつくよう連携を図っているところでございます。

御提案の地域における訪問型就労準備支援事業は、まさに健康、生活困窮、就労支援等の複合的な支援を行うものであり、市としても当事者及びその家族が地域の中で孤立することなく自立した日常生活が送れる事業であると認識しております。

事業の活用につきましては、関係機関との協議も含め先駆的に取り組んでいる自治体の

事例などを参考に調査研究してまいりたいと考えております。

今後におきましても、現状の相談体制及び支援を充実強化するとともに、課題を抱えた対象者が制度のはざまに陥ることのないよう広く受けとめ、包括的な支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、福祉問題の第３点目、コミュニケーション支援ボードの作成についてお答えいたします。

コミュニケーション支援ボードは、主に知的障害や発達障害のある方など、話し言葉によるコミュニケーションが困難な方がわかりやすい絵記号や写真を指さしすることで、意思を伝達するためのコミュニケーションツールの一つで、公共施設や学校、交通機関など、さまざまな状況で利用できるものであります。

現在、当市において障害のある方に使用しているコミュニケーションツールにつきましては、耳の不自由な方が窓口の手続の際に利用する筆談カード、ＮＴＴから提供していただいている電話お願い手帳やお願いカードがありますが、知的障害等の方に対応できるものについては、準備できていないのが現状でございます。

御提案のコミュニケーション支援ボードは、知的障害等がある方はもとより、高齢者や小さな子供、また英語の表記などを加えることにより外国の方にも活用できるものと考えることから、当市の特色に合ったコミュニケーション支援ボードの作成に着手をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻正規君）　政策部長。

○政策部長（山本剛志君）　行政問題の第１点目、性の多様性に理解を促す取り組みについてお答えいたします。

男女共同参画社会の実現に向けては、男女の性別にかかわりなく、全ての個人が喜びも責任も分かち合い、その能力、個性を十分発揮することが重要であると考えております。

三沢市では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成１４年３月にみさわハーモニープランを策定し、各種施策を実施してまいりました。１０年の計画期間が経過した平成２４年３月に、内容を見直した第二次みさわハーモニープランを策定しており、次期計画の策定は平成３４年３月を予定しております。

ＬＧＢＴとは、議員申し上げたとおり、同性愛者、両性愛者、性同一性障害など性的少数者の総称の一つであり、この方々に配慮した対応が全国各地で広がりつつあります。

当市の現計画にはＬＧＢＴへの具体的な記載はございませんが、性別にこだわることなく、あらゆる分野、地域において安心して暮らせる社会をつくることを目的として策定されたものでございます。

今後におきましても、引き続き国や県、他市の状況を把握し、現計画の改定に向けて情報収集に努めるともに、同時に正しい知識を身につけ、理解を深めていただく研修会の開催を検討するなど、ＬＧＢＴを含めた全ての方々の人権が尊重されるような社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻正規君）　市民生活部長。

○市民生活部長（繋　範雄君）　行政問題の２点目、祖父母手帳の配付についてお答えいたします。

核家族化や少子高齢化が進む中で、孤立しがちな若い世代の子育てをサポートするため、当市では妊産婦や乳幼児の子育て支援の一環として両親学級、妊産婦訪問、乳児全戸訪問及び乳幼児健診等の各種事業を通して、祖父母も含めた家族での子育てや地域の子育て支援サービスの利用について普及啓発に努めております。

経験豊富な祖父母世代の協力を得ての子育ては、孫、父母、祖父母のそれぞれの世代にメリットがあるものと認識しております。例えば孫には、多くの人から愛情を受けること

は情緒が安定する。祖父母には、孫を通して地域の人たちとの交流がふえることは地域住民とのつながりができる。父母には、心に余裕が生まれることは子供によい影響を与える。これらは、家族全体のメリットにもなります。

また、祖父母世代が育児をしていた時代に比べ、育児方法が大きく変化している中で、祖父母が知っておくべき現代の子育てや父母との円滑な関係を築いていくことが重要であると考えております。

御質問の祖父母手帳の配付につきましては、育児の方法や考え方が時代とともに変化する中、孫育てをする上で父母と祖父母の子育てに対する考え方の行き違いをなくするためなど、今の子育てに役立つ情報を発信する有効なツールと考えておりますので、手帳の内容や配付方法につきまして鋭意検討してまいりたいと考えております。

次に、健康問題の胃がんリスク検査の導入についてお答えいたします。

胃がんリスク検査につきましては、平成２５年第３回定例会におきまして、検査体制等が整備され、国などから有効な対策として認定推奨されるようになった場合は、速やかに導入を検討したいとの答弁をしたところであります。

胃がんリスク検査は、血液検査によりピロリ菌の感染状態と胃粘膜の萎縮程度を判断し、胃がんをはじめとする胃の病気のなりやすさを予測する検査で、胃がん予防の観点から有用な検査方法となる可能性があるとされておりますが、現時点でも、厚生労働省通達のがん予防重点健康教育及び検診実施のための指針に基づき推奨されている検査とはなっていないところであります。

しかし、近年、この胃がんリスク検査を導入する自治体や医師会もふえ、胃がんの早期発見・早期治療につながっているとの報告も目にするようになり、また、当市が健診業務を委託しております青森県総合健診センターにおきましても、胃がんリスク検査の実施が可能な体制となり、県内でも実施する自治体があると伺っておりますので、その実施状況や課題について情報収集を行うとともに、三沢地区医師会等の御意見も伺いながら、胃がんリスク検査の導入について調査検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻正規君）　教育部長。

○教育部長（山本智香子君）　教育問題の貸与型奨学金の見直しについてお答えいたします。

文部科学省では、大学や専門学校などへの進学を希望している学生が経済的困難を理由に進学を断念することがないよう、これまでの貸与型奨学金事業に加え、新たに給付型奨学金事業を平成２９年度から実施しております。この背景には、子供の貧困問題があり、貧困世帯の子供たちが家庭の貧困を理由に進学をちゅうちょしたり、諦めたりしてしまう現状があるものと認識しております。

当市では、これまで、三沢市奨学資金貸付条例を定め、市内に在住する優秀な生徒・学生で経済的理由により就学が困難と認められる方々に対して、就学に係る資金を支援しております。制度の内容につきましては、高校生には月額１万円、専門学校・短大及び大学生には月額３万円を貸し付けし、返還につきましては、最終学校卒業の１年後から条例で定められた方法で返還いただくものであります。

御質問の貸与型奨学金を給付型奨学金に見直す考えがないかにつきましては、今問題になっている子供の貧困に対する国の施策や先進的事例、また、将来的な財源確保など、さまざまな視点から検討する必要があるものと考えております。

しかしながら、教育委員会といたしましては、現在の当市の奨学資金貸付事業を継続しながら、利用者が活用しやすく経済的にも優しい制度となるよう、今後、さらに調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻正規君）　春日議員。

○１２番（春日洋子君）　御答弁ありがとうございました。

それでは、質問順に再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、行政問題の１点目、性の多様性に理解を促す取り組みについて再質問させていただきます。

政策部長より詳しく答弁をいただいたところでありますけれども、三沢市第二次みさわハーモニープランでありますけれども、この期間は１０年ごとの見直しということで、３３年度までということの期間で、３４年３月でよろしかったでしょうか。

この期間は、本年は３０年度でありますので、まだ数年先であります。一つ頭に浮かぶことは、三沢市独自のハーモニープランということでありますれば、市として計画期間の、今途中であっても改定ができないのかなということを思っておりました。この点にまず１点お答えいただきたいと思います。

また、前段で御紹介をさせていただきました中で、各地の取り組みでありますけれども、各種の書類申請等、こういうこともハーモニープランの中に盛り込む前でも、同時並行でできるところから順次、行政の中でそれぞれの担当課との協議で、さまざまな見直しをできるものがないのかなということも考えておりましたけれども、具体に早速一歩踏み出す、ハーモニープランもそうでありますけれども、具体にさまざまな自治体の事例等々も含めて考えますと、着々とできるところを一歩ずつ進めていくべきというふうに考えますけれども、この点について御答弁をお願いいたします。

○議長（小比類巻正規君）　政策部長。

○政策部長（山本剛志君）　再質問にお答えいたします。

改定時期ということでありますが、３４年３月ということで１０年間ということでありますので、その時期に改定したいと思いますが、特別な事情があれば、早めて改定することは可能であります。その辺も検討していきたいと思っております。

また、２点目の御質問でありますが、申請書などの記載の部分については、担当課はいろいろな部署がありますので、その辺と協議しながら変える方向で考えていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（小比類巻正規君）　春日議員。

○１２番（春日洋子君）　ありがとうございました。ぜひ一歩ずつ進めていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

２点目の祖父母手帳の配付については、特に再質問はございません。先ほどの市民生活部長の御答弁をお聞きしながら、担当課としても行政としても非常に有効であると捉えていただいているなということを感じ取りながら聞いておりました。

とりもなおさず、私自身も孫がいる祖母の立場になりまして、非常にうれしい日々でありますけれども、改めて我が娘とさまざまにぶつかることがございます。それは違うよと、そうだったのと非常にショックを受けたりする場面があります。

私の仙台市から頂戴したものをじっくりきょうに向けて１ページ１ページ思いを込めて拝見しましたところ、いかにもそうだなと我が身を振り返り反省を含めながら、また、多くの皆様に、先ほどの部長からの御答弁の中にもありましたとおり、非常に父母世代と若い世代と私たちの時代の子育てしてきたことのギャップがあり、また、非常に地域の中でも、祖父母の皆様もまた交流を深められる一つの孫育ての場にもなるなということを思っておりましたので、ぜひ御期待を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

再質問は、健康問題の胃がんリスク検査の導入についてであります。

さまざまな前回の質問から、まだ現在は国からはそういう指針が示されず推奨されていないものの、青森県内においても徐々に胃が

んリスク検査の導入も取り入れられているようだというようなことの御答弁をいただきました。

今回、私も２回目の質問に立ったきっかけでありますけれども、市民の方から思いもよらない声を聞いたことであります。私の友人でありましたけれども、人生初のバリウム検査を受けたところ、その方は長年の腰痛を抱えておりまして、よもやのこの検査を終えた後、起き上がれず、立ち上がれず、担架で運ばれたということです。非常に歩行が困難で、その後も厳しい苦しい状況にあったということでありまして、その彼女から、後ほど血液検査で簡単に胃がんリスク検査ができるということを知って、喜びもあり、がっかりもした。自分がつらい思いをしたということで、早くわかっていればよかったと。そういう声をお聞きしたところであります。なるほど、そういうこともあるのかと思っておりましたけれども。

導入に至っては、さまざまな手順を踏まなければならないということも承知の上でありますけれども、仮に本市がそこを前向きに導入しよう、その手順を踏もうと思った場合ですけれども、どのような手順を市としては踏むことになるのでしょうか。参考にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小比類巻正規君）　市民生活部長。

○市民生活部長（繋　範雄君）　胃がんリスク検査の導入に至るまでの手順ということの再質問にお答えいたします。

現在、三沢市が実施しておりますがん検診につきましては、先ほどもお答えしましたように、県の総合健診センターにお願いをしております。

先ほども答弁で申し上げましたように、今年度から総合健診センターでもこの検査が可能となったということで、まずは現在、エックス線でバリウムを飲んでやっている検査と並行が可能かどうかという検討も必要になってございます。集団健診だけでなく、個々の病院、それから健診センターで行っております個別健診、そちらの対応も可能かどうか、医療機関との相談・調査という手順が今後発生すると考えております。それらをクリアした場合に、あとは予算化ということになると思います。

いずれにしろ、リスク検査を導入しても、がん検診そのものの受診率に反映できるかどうかというところがやはり一番の課題といいますか、研究課題になるかと思います。以上が一応手順ということで考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻正規君）　春日議員。

○１２番（春日洋子君）　ありがとうございました。順調に進めばいいなというような思いで、今お聞きしておりました。よろしくお願いいたします。

再質問は、福祉問題の１点目のひきこもり訪問支援事業の導入についてお聞きいたします。

今回の質問の狙いは、ひきこもりの人を訪問する、この訪問をするということが非常に重要である、ポイントであるということを強く思っておりまして、訪問して、そして実情をお聞きした後に、御本人の希望に沿って就労体験への参加を促す、このような点です。

ひきこもりの自立支援に独自に取り組んでいる自治体が実は徐々にふえておりまして、前段で申し上げました２０１５年度からこの事業が進んでおり、現在、三百幾つも全国で導入を進めているという事業でありますけれども、そこに加えて、今年度、厚生労働省からの事業がまたさらにスタートするということでありましたので、非常にこの部分、国においても、全国でどれほどのひきこもりの方が苦慮している現状にあるかということを踏まえてのものかなと推測するわけですけれども。

そこで私、数年来から、秋田県の藤里町の社会福祉協議会の取り組みであります。こちらは全国にもとどろいておりまして、本にもなっておりました。「「藤里方式」が止まらない」という、小さな秋田県の藤里町、この

小さなまちが始めたひきこもり支援が日本を変える可能性があるのだと。１人の、菊池まゆみさんという方ですけれども、社協の職員であったこの方が、いま一歩、さまざまな困難を乗り越えつつ大きく町内に住んでいらっしゃるお一人お一人に本当に救いの手を差し伸べて就労体験をさせ、そして自立につなげたという、すばらしい取り組みだなというふうに思って、折々にこちらの本を手にするわけですけれども。

一足飛びにはなされないということも承知の上ではありますけれども、このような先駆的な取り組みもあることから、本市におきましても、社協、行政の担当者らがと、そこにはどなたかということは私自身が限定するものではありませんけれども、三沢市の社協とのまた連携、協議等々で、そこで何かしらまた委託事業として一歩を踏み出せるものがないのかなと。

ぜひ、そのようなことも考え合わせて、今後、協議をしていただけるものがないのかというふうに思っておりました。この点についてお答えをお願いいたします。

○議長（小比類巻正規君）　福祉部長。

○福祉部長（田面木るり子君）　再質問の社協との連携、協議、または委託という御質問にお答えいたします。

ひきこもりの実態につきましては、非常にデリケートな問題でありますので、なかなか調査が難しいというふうに考えております。先ほど御答弁いたしました把握している人数につきましても、市の各課の各種相談窓口への相談に来た方というカウントになっております。

今回のひきこもり訪問支援事業につきましては、社協を含む関係団体、ＮＰＯなど、実施の可能性につきまして関係各課連携して、調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻正規君）　春日議員。

○１２番（春日洋子君）　ありがとうございました。ぜひ、国も後押ししている事業でありますので、さまざまなまた協議をしていただければありがたく思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、福祉問題の２点目、子供の貧困対策について再質問させていただきます。

とりわけ、母子家庭が非常に貧困に陥っている現状があるということは、本市も例外ではないというふうに受けとめておりまして、先ほども市長より詳しく御答弁をいただいたところではありますけれども、この中でどの程度、三沢市も離婚率も高いかなというふうに思っておりまして、母子家庭の比率はどの程度になっているのでしょうか。

また加えて、先日、学校訪問させていただきましたところ、ひとり親世帯のお子さんが、保護者が夜のお仕事に出かける場合、当然ほかに大人がいなければ、１人で御飯を食べる孤食、また、親がいない、大人がいないということで、まちへ足を繰り出して、少し町なかをうろつくというか、そんなことですね、そんな居場所について問題を抱えていると、そういう状況も一部ではありますけれども見られるのだということをお聞きいたしました。

そこで、母子家庭の比率、簡単でよろしいですけれども、それとともに、子供の居場所づくりについてということでは、本市は今後、どのようにまた思いを描いて進めていかれることがもしおありでしたら、お伺いさせていただきます。

○議長（小比類巻正規君）　福祉部長。

○福祉部長（田面木るり子君）　再質問にお答えいたします。

母子家庭の比率ということでございました。ただいま手元にございますのが、ひとり親家庭の人数と割合ということになりますが、準要保護児童生徒につきましては、小学生２９５名のうち２０２名がひとり親家庭で６８．５％です。中学生２０１名のうち１４８名、７３．６％でございます。

生活保護受給世帯の児童生徒ですが、小学

生１１名のうち１０名、９０．９％、中学生１１名のうち１１名、１００％がひとり親家庭となっております。生活保護受給世帯のほうは、１５世帯のうち母子家庭が１４世帯、父子家庭が１世帯となっております。

それから、居場所づくりという再質問でございます。

現在、市では、地域の高齢者が運営主体となる、自主的な集いの場というふうなサービス提供事業を展開しております。いわゆる子ども食堂とかのように、高齢者の方が担い手となって子供との交流を図る、それから学習の場を設ける、健康相談とか多世代の交流の促進というところを目的にして、各地域に創出するよう努めているところであります。

現在のところ、既に北部地区に１カ所ございまして、さらに南部地区と東部地区にそれぞれ１カ所申請が今ございまして、準備を進めております。今年度、市内４圏域への設置を目指してまいりたいというふうに考えております。

この集いの場には、高齢者から子供まで、また、障害の有無にかかわらずどなたでも立ち寄っていただき、さまざまなサービスや支援につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻正規君）　春日議員。

○１２番（春日洋子君）　ありがとうございました。ぜひよろしくお願いいたします。

では、再質問３点目のコミュニケーション支援ボードの作成についてでありますけれども、早速作成に着手してまいりたいというありがたい答弁をいただきました。

そこで、他市の状況を見ますと、ホームページにさまざまなツールを参考にダウンロードできるように載せておりまして、そこを必要な方が、行政が主導で公共施設等々は配置をしていただいていますけれども、市民の方、例えば企業、商店の方でも、何かこういうことはぜひうちでも配置しておきたいなと思う方がいらっしゃるかもしれませんので、ホームページにダウンロードできるように、そういうこともまた今後の取り組みとしてはお考えにあるか。

また一方で、選挙の折に投票所におきましては、障害者の方も当然投票においでになります。そのときに、どのように投票行動をしたらいいのかわからないという場面もあるようなのです。そういう期日前投票所とか、せめて市の期日前投票所の中でも、こういう質問例と回答などが盛り込まれたイラストつきのこういうものも担当課が主導して作成、また、周知啓発に努めていただけるかどうか。この点についてお伺いさせていただきます。

○議長（小比類巻正規君）　福祉部長。

○福祉部長（田面木るり子君）　再質問にお答えいたします。

まず１点目のホームページに掲載をしていろいろな方が使うようにしてはどうかというお話でした。

このコミュニケーション支援ボードの中身につきましては、横浜市の社会福祉協議会障害者支援センターのホームページからダウンロードをして、承認をいただいて使用できるというふうな流れになっておりまして、当市におきましてもそのような流れで使用することになっております。

実際にボードの左の下のほうに参照ということで、横浜ホームページというふうな形でついているかと思うのですが、このような使い方になると思います。ホームページにはもちろん掲載を考えておりまして、同じような形で横浜ホームページというふうな参照も載せてまいりますので、そちらを広く広めまして、紹介というふうな形をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、投票所への設置等につきましてですが、コミュニケーションボードにつきましては、設置場所におきましてカテゴリーといいますか、中身がいろいろ変わる使い方ができるということですので、市所管の各窓口にはそれぞれ設置する予定にはしておりますが、それぞれの業務内容に応じたカテゴリー

というふうな形で取り入れて設置してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小比類巻正規君）　春日議員。

○１２番（春日洋子君）　ありがとうございました。ぜひ、すばらしい内容になると思いますけれども、御期待申し上げます。よろしくお願いいたします。

最後に、教育問題の貸与型奨学金の見直しについてであります。

もちろん、これは教育委員会独自のものではなく、予算が絡みますので、この場で何かしら御答弁をいただけるものはないかと、そういうふうにも承知の上で、申しわけありませんが一つだけ再質問させていただきたいのですけれども、どうしてもこれまでの質問同様、私も貧困対策は大いに背景にございます。あわせて、市としても何かしら、素人の考えではありますけれども、給付型奨学金、全部とは申しませんけれども、一部、例えば学業を修了した後に社会人となるときに、就職をするときに三沢市に就職をした。そういう子供が利用したときには返還は不要なのだと、例えばこういうようなメリットを盛り込んだようなものがなされればいいなというふうに思っておりました。

先ほど申し上げましたとおり、そうしたいということはなかなか無理かと思っておりましたけれども……。

○議長（小比類巻正規君）　春日議員、持ち時間２分前ですので。

○１２番（春日洋子君）　はい、承知しました。ありがとうございます。

今後、ぜひ教育委員会並びに行政全体としてもこのような課題、展望などを抱きながら見直しということはいかがでしょうか。

ぜひ最後に、そのことをお聞かせいただきまして、再質問とさせていただきます。

○議長（小比類巻正規君）　教育部長。

○教育部長（山本智香子君）　再質問の給付型の奨学金の導入を一部でもできないかという御質問だと思います。そちらにお答えしたいと思いますが、現在、給付型の奨学金につきましては、一部自治体でも行っているところがございます。ただ、取り組まれている制度の中でも、制度設計に当たっては、その地域に合わせたような条件、基準、さまざまあると思います。その中には、メリット、デメリットも、当然三沢市にとってあるものと考えておりますので、その辺も含め、また、長期的な財源の確保等も含めまして、さらに広範にわたり調査研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小比類巻正規君）　以上で、春日洋子議員の質問を終わります。

これをもって、一般質問を終わります。

◎日程第２　議案第４２号から
日程第１３　議案第５３号まで

○議長（小比類巻正規君）　次に、日程第２　議案第４２号専決処分の承認を求めることについて（平成２９年度三沢市一般会計補正予算（第７号））から日程第１３　議案第５３号三沢市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。

◎日程第１４　総括質疑

○議長（小比類巻正規君）　日程第１４　ただいま一括議題といたしました全議案に対し、総括質疑を行いますが、通告がありませんので、総括質疑を終結いたします。

◎日程第１５　特別委員会の設置及び議案の付託

○議長（小比類巻正規君）　日程第１５　特別委員会の設置及び議案の付託を行います。

お諮りいたします。

ただいま一括議題となっております議案の審査に当たりましては、８名をもって構成する予算審査特別委員会、同じく８名をもって構成する条例等審査特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上慎重に行いたいと思い

ますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小比類巻正規君）　御異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会、定数８名、条例等審査特別委員会、定数８名をそれぞれ設置し、これに付託することに決しました。

それでは、議案の付託を行います。

予算審査特別委員会には、議案第４２号から議案第４４号までの計３件を、条例等審査特別委員会には、議案第４５号から議案第５３号までの計９件を、それぞれ付託します。

◎日程第１６　特別委員会委員の選任

○議長（小比類巻正規君）　日程第１６　特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置されました２特別委員会の委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、お手元に配付しております特別委員会委員及び付託議案一覧表のとおり指名します。

なお、特別委員会委員の方々は、次の休憩中に、委員長、副委員長をそれぞれ互選して、議長まで報告願います。

また、ただいま設置されました各特別委員会の組織会は、予算審査特別委員会を大会議室、条例等審査特別委員会を第２会議室において、それぞれ願います。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前１１時０５分　休憩

午前１１時０９分　再開

○議長（小比類巻正規君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました２特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果を報告します。

予算審査特別委員会委員長、加澤明委員、副委員長、下山光義委員。条例等審査特別委員会委員長、西村盛男委員、副委員長、佐々木卓也委員とそれぞれ決しました。

○議長（小比類巻正規君）　以上で、本日の日程は終了しました。

なお、明日から１３日までは、特別委員会審査等のため、本会議は休会となります。

次回本会議は、１４日午前１０時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会します。

午前１１時１０分　散会